

特別支援教育就学奨励制度のご案内

1. 特別支援教育就学奨励制度とは---

特別支援学級等に通うお子さんや通常学級に通う障害のあるお子さんの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ、必要な経費の一部を援助する制度です。

2. 対象となる方は---

船橋市立の小中学校に在籍し、次の①～③のいずれかに該当する児童生徒の保護者

①特別支援学級に在籍している

②通級指導教室に通級している

③学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度に該当し、通常学級に通学している

※③により申請される場合のみ、下記区分に該当すると判断が可能な資料(療育手帳、身体障害者手帳等)の写しをご提出ください(①及び②の場合は不要)

【学校教育法施行令第22条の3】

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

3. 手続に必要な書類は---

令和5年度特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書 兼 同意書
—— (記入例参照)

※通級指導教室に通級されている児童生徒については特別な交通費がかかる場合のみご提出ください。また、通常学級に在籍しており、学校教育法施行令第22条の3に該当すると思われる方は在籍している学校へお申し出ください。

※就学援助制度にも申請している場合、就学援助制度と同一口座を指定してください。

※令和5年1月2日以降に船橋市に転入してきた方は、(非)課税証明書等(各種所得金額・控除金額の記載のあるもの)を、令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村から取り寄せてください。

【注意】市民税の申告[令和5年度(令和4年分)]をしていない方は、早急に申告をしてください。未申告等の場合、援助の対象とならないことがあります。

4. どんない費目がい支給されるか---

支給費目、年間支給金額は世帯の収入等によって算定される支弁区分によって異なります。なお、通級指導教室に通われている場合は、通学費のみが対象となります。

支給費目	年間支給限度額	支給対象支弁区分・支給金額
通学費 ※8月は除く	なし	【第Ⅰ・Ⅱ区分】実費の全額 【第Ⅲ区分】実費の1/2
職場実習交通費	(中学校のみ) なし	
交流及び共同学習交通費	なし	
学校給食費	なし	【第Ⅰ・Ⅱ区分のみ】 実費の1/2
修学旅行費	(小学校) 10,790円	
	(中学校) 28,860円	
学用品・通学用品 購入費	(小学校) 5,820円	
	(中学校) 11,370円	
校外活動等参加費 (宿泊を伴わないもの)	(小学校) 800円	
	(中学校) 1,155円	
校外活動等参加費 (宿泊を伴うもの)	(小学校) 1,845円	
	(中学校) 3,105円	
新入学児童生徒学用品・ 通学用品購入費	(小学校) 25,555円	
	(中学校) 30,490円	
体育実技用具費	(中学校のみ) 柔道 3,825円	
	(中学校のみ) 剣道 26,455円	
拡大教材費	(1冊当たり) 5,250円	

※生活保護及び就学援助を受けている場合、重複する費目は支給対象外です。

※就学援助制度とは別制度です。就学援助制度の利用を希望する場合は別途申請が必要です。

※通学費について以下の点にご注意ください。

- ①通常の登下校の経路を外れる場合は支給対象外となります。
- ②公共交通機関を利用される場合、購入金額と期間の確認のため定期券の写しやIC定期券内容控え等が必要となります。
- ③自家用車を利用される場合、保護者の通勤途中等に児童生徒を学校へ送迎する場合は支給対象外となります。

<支弁区分について>

支弁区分は前年中の収入状況を基に各世帯の控除額（社会保険料、生命保険料等）及び各世帯の年齢構成（小・中学校に在籍、特別支援学級に在籍等）等によって異なる生活保護基準額を用いて算出し決定いたします。下記は支弁区分Ⅱとなる目安としてご参考ください。

世帯の人数	世帯構成	総収入額（総所得金額から換算）
2人	42歳、13歳	約482万円
3人	40歳、35歳、8歳	約621万円
4人	45歳、41歳、15歳、10歳	約794万円
5人	46歳、38歳、15歳、8歳、3歳	約887万円
6人	40歳、35歳、11歳、9歳、7歳、6歳	約981万円

5. 問い合わせ先

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係

TEL 047-436-2852